

事 案 調 書 (戦 略 会 議)

審議日 令和7 年 11 月 13 日

案 件 名	金原地区土地改良事業について								
所 管	環境経済	局 区	経済	部	農政	課 担当者	内線		
事業概要									
金原地区については、将来に亘って農地を保全すべき場所として農業振興とこれを基軸とした地域の活性化を図ることを目指しており、その実現手法として土地改良事業による農業生産基盤の整備を行うこととしている。 現在は、令和5年度に策定した「金原地区土地改良事業基本構想」をもとに、推進委員会等を開催するなど地元の意見を聴取しながら、具体的な取り組みの方向性を定める「事業計画概要書」の策定を進めているところである。 今後の事業化に向けて、事業主体の考え方及び事業費の国・県補助金を除く地元負担分(市及び地権者)の考え方について審議を行うもの。									
審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	金原地区土地改良事業の事業化に向けて、次の事項について承認を得るもの。 1 県営土地改良事業について 2 事業費の市負担分の考え方について								
審議結果 (政策課記入)	審議事項①:原案のとおり承認する。 審議事項②:差し戻しとする。								
事業効果 総合計画との関連	事業効果	・基盤整備により、生産性の向上及び農地の保全が図られる ・農地の集積により新規就農者や農業法人等の多様な担い手の参入が可能となる ・非農用地区域を活用し直売所等の設置が可能となり、地域の活性化が図られる							
	効果測定指標	集積が行われた農地面積				施策番号	施策29		
	年度	R7	R8	R9		R10	R11	R12	
	事業効果 年度目標	・事業計画概要書策定 ・地権者から意見聴取 ・個別ヒアリングの実施 (市)	・土地改良事業計画書 策定(県) ・事業区域の決定(市)	・農水省ヒアリング ・事業採択申請、採択 (県、市)		・実施 設計・工事 (県)	工事 (県)	工事 (県)	
事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工									
○事業スケジュール									
年度	R7		R8		R9	R10	R11	R12	R13
実施 内容	庁内調整								
	事業計画概要書、仮同意、 個別ヒアリング、(市)		換地事前調整(市)						
			県へ引継ぎ						
	神奈川県との調整 ・事業採択に向けた調整 ・非農用地区域の調整(市)		土地改良 事業計画 (県)		農水省ヒアリング 事業採択(県、市)	実施設計・工事(3年間) (県)			
	地権者調整 ・事業推進委員会、全体説明会 の開催(市)		土地改良区設 立準備委員会 ※運営支援(市)		土地改良区運営支援(市) 非農用地区域の調整、整備(市)				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
事業費(農林水産費)		102,210	86,000	29,500	42,400	48,200	106,200	82,600
うち任意分			※令和10年度以降の県への市負担金は事業費の(10.0%)で計上する					
特財	国、県支出金	50%		37,500	3,000			
	地方債	90%	10,700			33,660	38,880	91,080
	その他							
一般財源		91,510	48,500	26,500	8,740	9,320	15,120	12,760
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		91,510	48,500	26,500	8,740	9,320	15,120	12,760
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	令和10年度以降の市負担分(工事費等)については、公共事業等債(充当率90%、交付税措置率20%)が見込まれる。							
税源涵養(事業の税收効果)	大街区化された農地において規模拡大農家、農産物直売所・観光農園(交流人口増)による所得向上、農業関連企業参入に伴う税收効果が見込まれる。							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施に係る人工	A	0	2	2	1	1	1	1
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	2	2	1	1	1	1
局内で捻出する人工概要	R6年度～R8までの間に職員定数を枠外で1名増を要求している。(R6、R7ゼロ査定)							

SDGs
関連ゴールに○

								
○								
								

日程等
調整事項

条例等の調整	条例	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし	

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
R7.4.22関係課長打合せ会議	・市と地権者負担割について国のガイドラインと異なる割合について、妥当性を示す追加資料を整えて、調整会議に諮る
R7.5.8調整会議	・地権者負担割合の設定理由について精査したうえで、再度審議する。
R7.5.26調整会議	・原案のとおり上部会議に付議する。
R7.6.9決定会議	・負担割合について対外的にも説明できる理由を精査し、再度審議する。
R7.7.10決定会議	・資料を一部修正したうえで、戦略会議に付議する。
R7.7.18戦略会議	・負担割合の設定理由を明確にしたうえで、再度審議する。

備考

資料のカラーユニバーサルデザイン確認済

金原地区土地改良事業について

(戦略会議)



- 1. 事業の取組状況について
- 2. 県営土地改良事業について 【審議事項①】
- 3. 事業費の地権者負担の考え方について 【審議事項②】
- 4. 令和8年度の事業予定について

令和7年11月13日(木) 環境経済局 経済部 農政課

1. 事業の取組状況について (1) 事業概要

- 場 所：緑区根小屋・長竹地内の約30ha（農業振興地域内の農用地区域）
- 地権者：164人（事業区域内の認定農業者10人）
- 補助事業名：農業競争力強化農地整備事業（国庫55%、県費27.5%補助）
- 総合計画：施策29「持続可能な力強い農業の確立」
- 金原地区土地改良事業基本構想（R6.4策定）の方針：
 - ①多様な担い手の確保・育成 ②農地の保全・有効活用 ③地産地消の推進 など

【金原地区土地改良事業の経過】

- ・令和3年4月、行財政構造改革プランにおいて、事業を実施することが位置づけられた。

ウ 相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり事業

（ア）計画期間中に事業を推進します。

（イ）農業生産基盤の整備を実施するため、土地改良事業の基本構想を策定し、地権者との合意形成を図り、事業を実施します。

行財政構造改革プラン（R3.4）より

（2）相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり事業

本事業については、土地改良事業による農業生産基盤の整備を推進していることから、事業名を「金原地区土地改良事業」として取組を推進します。

行財政構造改革プラン（第2期）より

1. 事業の取組状況について (2) 事業の目的・効果

「農業するなら相模原」の実現に向けて

① 金原地区のポテンシャルを活かした選ばれる農地の創出

人口の多い都市部に近いこと、平坦でまとまった農地が残っていること、農業に適した土壌であることなどのメリットを活かし、認定農業者や新規就農者、農業法人に選ばれる農地を創出する。

② 農業生産性の向上による、安定した農産物の供給

狭小で不整形な区画の整理、農道・灌漑用水などの整備により農業生産性の向上を図ることで安定した農産物の供給を実現し、農産物直売所での販売や学校給食への供給などによる地産地消を促進する。

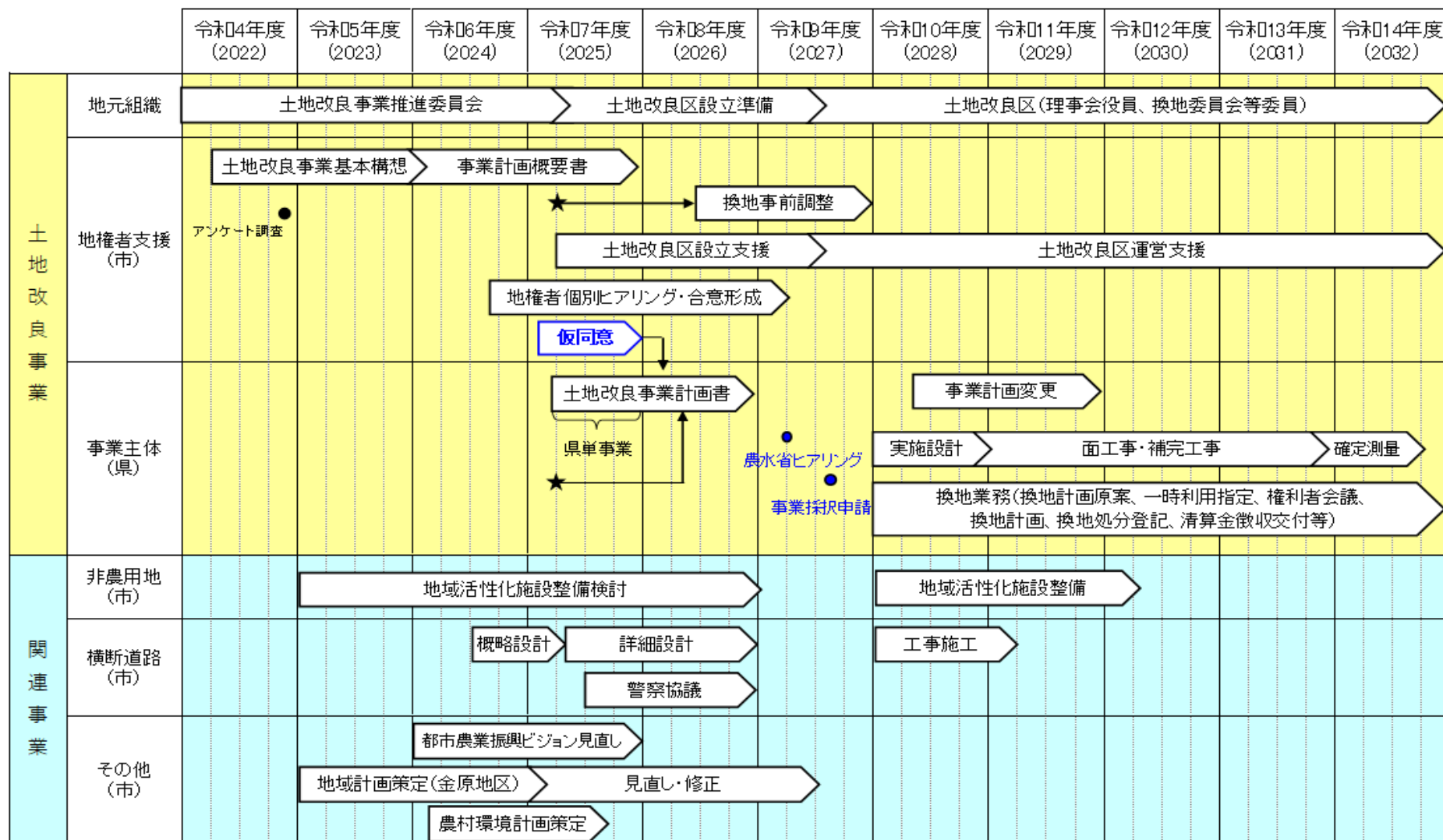
③ 持続可能な農業の実現

認定農業者や農業法人への集積により、将来に亘って安定した農業経営を実現するとともに、農産物直売所や農家レストランの整備、体験農園などによる交流人口の増加により地域の活性化を実現する。

【事業により見込まれる効果】

項目	事業未実施	事業実施
農業生産性 農産物供給量	変化なし又は減少する。（後継者のいない農家の離農など）	農道・井戸など必要な施設を整備することにより生産性が向上し、農産物の生産量が増加するため、 <u>安定供給が期待でき、学校給食への提供などの事業展開も期待できる。</u>
荒廃農地	後継者不足の影響を受け、農地の荒廃が進行する恐れがある。	認定農業者などの担い手への集積を促進し、積極的に営農を展開する環境にするため、 <u>農地の荒廃が抑制される。</u>
新規就農 雇用創出	営農環境が劣るため、選ばれない可能性が高く、また、新規雇用創出も期待できない。	営農しやすい環境を整えるため、 <u>選ばれる農地となる。</u> また、農業法人の進出や地域活性化施設（農産物直売所等）の設置により、 <u>新規雇用創出も期待できる。</u>

1. 事業の取組状況について (3) 事業スケジュール



※最短のスケジュールを示しており、津久井広域道路の延伸事業、地権者の合意形成や事業の進捗に応じて変更が生じる場合があります。

1. 事業の取組状況について (4) ゾーニング



1. 事業の取組状況について (5) 概算事業費

< 概算工事費の算出 (案) >

工種	事業費 (千円)	内訳
工事費	2,313,000	基盤整備工 319,700 用水路工 473,400 排水路工 691,800 道路工 442,100 その他費用 386,000
工事雑費	27,100	
地方事務費	116,700	
横断道路整備費	199,200	※国庫補助対象となるか調整中
総事業費	2,656,000	

- 社会情勢（人件費増・物価高騰等）を考慮し、5年後の工事費について30%割り増して計上（横断道路については、工事時期が早いため20%割り増し）。

1. 事業の取組状況について (6) 令和7年度事業

① 土地改良事業計画概要書の策定業務

- ・ 営農計画の精査、農業用施設の精査、費用対効果の分析

② 用排水計画に係る水源調査

- ・ 井戸探索調査及び試掘調査の実施



ボーリング調査

③ 地権者の合意形成

- ・ 推進委員会の開催、個別ヒアリングの実施、認定農業者の意向確認

④ 土地改良区設立に向けた準備

- ・ 定款、規約、役員選任規程の作成及び地元説明 など



推進委員会の開催

⑤ 神奈川県との連携

- ・ 事業主体の協議、推進委員会等への参加、企業ニーズ調査 など

⑥ 相模原市農村環境計画の策定

- ・ 関係部局等への意見聴取、時点修正 など

2. 県営土地改良事業について【審議事項①】

■事業主体と国の補助事業

- ① 神奈川県が事業主体の場合 ⇒ 農業競争力強化農地整備事業
- ② 相模原市が事業主体の場合 ⇒ 農地耕作条件改善事業
- ③ 土地改良区（権利者組織）の場合 ⇒ 農地耕作条件改善事業

【事業主体別の補助金の負担割合】 ※国のガイドラインより

事業主体	負担割合		
	国	県	地元（市・農家）
神奈川県	55.0%	27.5%	<u>17.5%</u>
相模原市	55.0%	14.0%	31.0%
土地改良区	55.0%	14.0%	31.0%

県営土地改良事業とする理由

- 10ha以上の中山間地域の農地整備は、県営土地改良事業が可能（金原地区30ha）
- 農家を含む地元負担が他の事業主体よりも格段に低いこと。
- 県は三浦市等の県内で多くの事業を実施しており、ノウハウや経験職員を有している。
- 地権者からも、負担軽減などの観点から、県営土地改良事業を望む意見が多い。

以上により、県営土地改良事業として県と協議を進める。【審議事項①】

3. 事業費の地権者負担の考え方について【審議事項②】

○負担金に係る地域への説明経過

事業費の負担割合（国55%、県27.5%、地元17.5%）については周知しており、推進委員会においてはガイドラインの割合（市10%、地権者7.5%）についても説明したうえで、地権者の負担割合を下げて欲しいとの声があがっている状況である。

時期	会議等名称	推進委員・地権者等からの意見の内容
R4.9	推進委員会	実際の農家負担について、金額的にどのくらいになるのか示して欲しい。
R5	アンケート調査	年金生活者にとって減歩や負担金は厳しい。 負担金について、具体的な金額の提示が欲しい。
R6.2	関係権利者全体会	地権者の多くは高齢であり、高額な負担金の支払いは困難である。事業が進んでから金額を提示されても困るので、ある程度の見込みでよいので、早めに負担率等を提示して欲しい。
R6.6	推進委員会	農家の生計は非常に厳しいので、できれば地権者負担無しとして欲しい。
R6.10	推進委員会	金原地区は耕作している地権者はごくわずかで、大半は貸している状況であり、土地改良事業のメリットを享受しづらく、高額な負担はできない。
R7.3	関係権利者全体会	事業の賛否を判断するにあたり、負担金の有無は大きな要素であり、事業費を行政で負担して欲しい（地権者負担無しにして欲しい）。
R7.6	推進委員会	事業を進めるためには、地権者負担を低めに抑える必要がある。

3. 事業費の地権者負担の考え方について【審議事項②】

○負担割合に対する考え方の整理

(1) 金原地区に係る以下の地域特性を考慮する。

- ① 地権者の7割以上が65歳以上の高齢者
- ② 自身で営農をしていない地権者が多い。（※営農＝農業を経営すること）
- ③ 将来の土地利用について、売却や賃貸を希望する地権者が多い。

⇒ 以上により、主な収入源は年金であり、土地改良事業により享受できる利益は賃料収入となる地権者が多くを占めると考えられる

(2) 負担金額については、賃料収入によって負担金を賄うものと仮定したうえで、賃料収入についてはR6の本市内の最高年額、返済期間については25年（日本政策金融公庫における農業基盤整備資金の貸付期間）と設定し、負担金額の上限を計算する。

$$（25年間の総賃料収入） \div （総事業費） = （地権者負担割合）$$

【参考】

事業費27億円の場合		国	県	市	地権者
【国のガイドライン】	負担割合	55%	27.5%	10.0%	7.5%
	金額（千円）	1,485,000	742,500	270,000	202,500

【審議事項②】 金原地区の地域特性等を踏まえ、負担割合については、市負担〇.〇%、地権者負担〇.〇%で交渉に入りたい。

4. 令和8年度の事業予定について

【令和8年度の実施事業（予定）】

事業費 約86,000千円（うち一般財源 約48,500千円）

（1）事業計画策定に係る市負担金（市負担分1/4）

※令和8年度より県が策定する「事業計画書」について、市負担金を支出する。

（2）換地計画の事前調整（国庫1/2）

（3）事業区域の外周測量費（県費1/2）

（4）土地改良事業推進支援（市単）

※地元推進委員会の運営支援、土地改良区の設立準備、非農用地区域の活用検討などを行う。

【参考：予定事業の概算見積】

項 目	事業費	特財	一財	備 考
事業計画策定に係る市負担金	5,000		5,000	20,000×1/4 ※県事業
換地計画事前調整	6,000	3,000	3,000	
事業区域外周測量	69,000	34,500	34,500	
土地改良事業推進支援	6,000		6,000	
合 計	86,000	37,500	48,500	

○開催日時：令和7年11月13日

○開催場所：第1特別会議室

○案件名：金原地区土地改良事業について

○担当課：環境経済局 経済部 農政課

○出席者 ■：出席 □：欠席（代）：代理出席

（庁議構成員）

■市長 ■石井副市長 ■奈良副市長 ■大川副市長 ■細川教育長 ■市長公室長
■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長 ■財政部長
■緑区長 ■中央区長 ■南区長

（担当課）

■環境経済局長 ■経済部長 ■農政課長

（1）主な意見等

- （石井副市長）前回の7月18日の戦略会議において、事業費の市負担分の考え方について再度整理するよう伝えたところであるが、その整理が不十分であるとする。審議事項の一つ目である「県営土地改良事業について」はこの会議で承認とし、審議事項の二つ目である「事業費の市負担分の考え方について」については決定会議に差し戻した上で、しっかり審議いただきたいと考えるがいかがか。
- （奈良副市長）県からは地権者から100%の同意を得ることが前提とされており、地権者交渉するにあたり、合意をいただける負担割合、その根拠を示すため、決定会議の場でよく議論させていただきたい。
- （市長）道の駅の候補地にもなっており、スピード感を持って進める必要がある。しっかり議論をお願いしたい。

（2）結 果

- 審議事項①：原案のとおり承認する。
- 審議事項②：差し戻しとする。